

平成園指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。サービス事業者の選定又は推薦にあたり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

2. 事業者の内容

法人名	社会福祉法人 雄勝なごみ会
事業所名	平成園指定居宅介護支援事業所
所在地	〒019-0205 湯沢市小野字大沢田 221 番地
事業者指定番号	秋田県 0572800274 号
管理者・連絡先	佐藤 靖子 TEL : 0183-52-5210 FAX : 0183-52-5211
サービス提供地域	湯沢市（主に旧雄勝町エリア）

3. 事業所の職員配置

管理者	1名
介護支援専門員	専従2名、兼務2名
事務担当職員	1名

4. 営業時間

天災、その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き毎日

午前8時30分～午後5時15分

※ 上記時間外は営業していませんが、緊急時は電話相談が可能です。

5. サービスの内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業所との連携・調整
- ③サービス実施状況の評価
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦相談業務

6. 利用料金

基本料金	要介護 1・2 の場合	<u>10,860 円</u>
	要介護 3・4・5 の場合	<u>14,110 円</u>

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じた金額（一ヶ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行します。後日、湯沢市の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合、上記金額をいただく場合があります。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡など必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 苦情相談窓口

○事業所相談窓口 TEL：0183-52-5210 FAX：0183-52-5211

相談責任者 佐藤 靖子

対応時間 午前8時30分～午後5時15分

○湯沢市福祉保健部長寿福祉課高齢介護班 TEL：0183-73-2111

○秋田県国民健康保険団体連合会（国保連） TEL：018-883-1550

○秋田県福祉サービス相談センター TEL：018-864-2726

（秋田県運営適正化委員会）

○苦情解決第三者委員

（公正中立な立場で、苦情受付相談にのっていただける委員です）

・富谷 祥彦 氏（元教員） 電話 090-4885-5313

・小杉 則子 氏（元湯沢市地域包括支援センター職員）電話 090-5359-2851

・築瀬 和子 氏（湯沢市社会福祉協議会職員） 電話 090-8787-5485

※第三者委員の方々の連絡については、施設内にも掲示してあります。

また、電話や文書での問い合わせにも対応しております。

12. 損害賠償について

事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況などを斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

13. 高齢者虐待防止の推進について

①高齢者虐待防止の推進

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業者へ周知徹底します。
- ・虐待防止のための指針を整備します。

②身体的拘束等の適正化の推進

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、従業者に周知徹底します。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

14. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うよう努めます。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所において、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。